

一般社団法人三重県自動車整備振興会定款

一般社団法人三重県自動車整備振興会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県自動車整備振興会(以下「本会」という。)と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営の確保と車社会の健全な発展に資するとともに、自動車使用者の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
 - (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、もしくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、もしくは斡旋すること。
 - (3) 講演又は講習等を開くこと。
 - (4) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
 - (5) 自動車の整備に関する技術の向上及び、自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車特定整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
 - (6) 自動車整備についての普及、啓発、広報に関すること、並びに会員の親交及び相互の啓発向上に関すること。
 - (7) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底及び施行のためにする措置に対する協力に関すること。
 - (8) 自動車使用者の保守管理意識の醸成及び定期点検整備の促進に関すること。
 - (9) 自動車整備事業の立場から交通安全及び環境保全並びに犯罪防止に関すること。
 - (10) 整備事業における廃棄物の適正処理の推進及び資源の有効活用の促進に関すること。
 - (11) 自動車整備士二種養成施設の管理及び運営を行うこと。
 - (12) 自動車整備技能登録試験及び自動車整備技能検定試験の実施に関すること。
 - (13) 自動車登録番号標の交付代行及び自動車車両番号標の頒布に関すること。
 - (14) 自動車整備用機器類の校正に関すること。
 - (15) 自動車登録番号標の封印委託業務に関すること。
 - (16) 会員の福利厚生に関すること。
 - (17) 会員及び関係機関との連絡協調の強化に関すること。
 - (18) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業は、三重県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 道路運送車両法第78条の認証を受け、三重県内で自動車整備事業を営む個人又は団体であつて、次条の規定によりこの会員となつた者。
- (2) 賛助会員 三重県内において自動車の整備に係る事業を営む団体及びこれらの者をもって組織する団体であつて、次条の規定によりこの会員となつた者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 本会の会員にならうとする者は、あらかじめ別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

2 本会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議により、会員から臨時会費及び賦課金を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、あらかじめ別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して、総会の日から一週間前までに除名する旨の決議を行う旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名された者は除名された日から1年間本会の会員となることができない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。ただし、道路運送車両法第82条第1項の規定により、自動車特定整備事業者の地位を承継した者は除く。
- (3) 自動車特定整備事業の廃止又は認証の取り消しがあつたとき。
- (4) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。

(権利の喪失)

第11条 会員資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他本会の資産に対し何等の請求をすることができない。

(会員資格の停止)

第12条 会員が第7条の支払義務を1年以上履行しなかつたときは、法人法に規定する社員としての権利を除き、その資格を停止することができる。

2 前項の規定による資格停止会員が会費を納入した場合は直ちに資格停止を解くものとする。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要のある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、開催日の2週間前までに到達するように、総会の日時及び場所並びに目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面を正会員に発してするものとする。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第19条 正会員は、第16条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。この場合、他の正会員でなければ代理人になることができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 27名以上32名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 本会の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。副会長は、会長を補佐する。専務理事及び常務理事は会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事又は監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部監事に対しては、総会におい

て別に定める報酬を支給することができる。

2 役員にはその職務の執行に要した費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条の規定により、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第30条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、本会に功労のあった者及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第26条第1項及び第28条(同条第1項ただし書きを除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、年2回以上開催する。ただし、次の各号に該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事が招集する。

3 会長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めることにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

- 第38条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会において、別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

- 第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金及び会費
 - (2) 寄附金品
 - (3) 財産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他収入

(資産の管理)

- 第41条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(経費の支弁)

- 第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

- 第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

- 第46条 本会が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は竹林武一、専務理事は矢野信仁、常務理事は大川義則とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の一部改正は、令和2年6月22日から適用する。

(様式1)

入会申込書

今般貴会の趣旨に賛同して入会したいから
申込致します。

令和 年 月 日

住所

電話

商号

代表者名

㊟

一般 三重県自動車整備振興会御中
社団法人

(様式2)

退会届

今般 により貴会を退会したい
からお届け致します。

令和 年 月 日

住所

電話

商号

代表者名

㊟

一般 三重県自動車整備振興会御中
社団法人

一般 三重県自動車整備振興会
社団法人

[会費算定基準]

(単位：円)

会員別	級 別	区 分	月 額
正 会 員	1 級	工員 11 名以上の指定工場及び工員 31 名以上の認証工場	4, 0 0 0
	2 級	工員 6 ~ 11 名の指定工場及び工員 21 ~ 30 名の認証工場	3, 0 0 0
	3 級	工員 5 名以下の指定工場及び工員 11 ~ 20 名の認証工場	2, 5 0 0
	4 級	工員 6 ~ 1 0 名の工場	2, 0 0 0
	5 級	工員 5 名以下の工場	1, 5 0 0
賛 助 会 員	団体役員	1 団体	4, 0 0 0
	個別役員	1 事業場	5 0 0

(注) 平成 2 3 年 4 月 1 日より適用

[入 会 金]

(単位：円)

入 会 金	振興会へ加入する事業場又は団体	1 0, 0 0 0
-------	-----------------	------------

(注) 会費は課税対象外として取り扱うので、課税仕入れにはならない。